

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年7月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

- (1) 名称
秋田県金属鋳業研修技術センター（本館及び車庫を除く。）
- (2) 所在地
鹿角郡小坂町小坂鋳山字古館9番地3
- (3) 設置目的
金属鋳業、その他これに関連する産業に関する知識及び技術の普及指導を行い、本県の金属鋳業等の振興を図る。
- (4) 規模等
敷地面積約15,581平方メートル（小坂町からの借用土地）、延床面積約2,764平方メートル、鉄骨鉄筋コンクリート造（3階）、木造平屋建、鉄骨造
- (5) 主な施設
宿泊棟、ゲストハウス、レストラン、渡り廊下及びテニスコート

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 金属鋳業その他これに関連する産業に関する情報の提供に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、秋田県金属鋳業研修技術センター（以下「センター」という。）の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体
- (2) 申請をすることができない団体
 - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
 - ウ 申請の日において現に県の指名停止措置を受けているもの
 - エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
 - オ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
 - カ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体
 - キ 本業務を遂行するために必要な管理運営体制（宿泊業の管理業務経験を5年以上有する責任者の配置を含む。）を講じることができないもの

5 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - イ 役員の名簿（氏名、性別及び生年月日が明記されていること。）及び履歴を記載した書類
 - ウ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれに準ずる書類）
 - エ 申請の日の属する事業年度を含まない直近3か年度分の事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
 - オ 指定の期間（5年間）に係るセンターの事業計画書及び年度ごとの収支予算書
 - カ 類似施設における業務実績を有する場合は、当該実績を記載した書類（原則として事業年度を含まない直近3か年度分）
 - キ 4の(2)のア、イ、ウ、エ、カに該当しない旨の申立書
 - ク 4の(2)のオに該当しないことを証明する納税証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたものに限

る。)

ケ アからクに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号017-0202 鹿角郡小坂町小坂鉦山字古館9番地3号

秋田県金属鋳業研修技術センター内

秋田県産業労働部資源エネルギー産業課金属リサイクル班（電話番号0186-29-3100）

(3) 提出期限

令和2年9月28日（月）午後5時まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 産業労働部指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、センターの設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、令和2年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知するとともに、ホームページにより公表する。

7 募集要項の交付

5の(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、令和2年7月28日（火）から同年8月26日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

8 説明会

(1) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

(2) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に9の(5)に連絡すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) センターの施設の利用料金は、条例で定める使用料の額等を基準として指定管理者が定め、自己の収入として収受するものとする。

(4) 詳細は、募集要項による。

(5) 問合せ先

秋田県産業労働部資源エネルギー産業課金属リサイクル班（電話番号0186-29-3100）